

定例教育委員会

- 1 日 時 平成 26 年 5 月 29 日（木） 午後 5 時 30 分から午後 7 時 50 分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 田中さゆり委員 江間治人委員 杉本憲司委員
飯田正人教育長
- 4 出席職員 教育部長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長
学校教育課長補佐 中央図書館長 文化財課長 市民活動推進課長
スポーツ振興室長 幼稚園保育園課長 子育て支援課課長補佐
- 5 傍 聴 人 0 人

教育委員会が決定したもの（議決事項）

1 磐田市社会教育委員の委嘱について

市民活動推進課長

社会教育委員については、昨年、平成 25 年 6 月に平成 27 年 5 月 31 日までの 2 年間を任期として 12 名の方に委嘱をしています。今回は年度替りによる人事異動や役員の改選がありましたことから、委員の交代がありましたので新たに 4 名の方を委嘱するものです。なお、任期につきましては、条例の規定によりまして、前任者の残任期間となります。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

2 磐田市スポーツ推進審議会条例の制定について

スポーツ振興室長

まず、制定の要旨について説明させていただきます。今回、スポーツ推進審議会条例の制定経過としては、平成 23 年度に国のスポーツに関する基本事項を定めるスポーツ基本法が公布されたことが大きな要因であります。スポーツ基本法は昭和 36 年に制定されたスポーツ振興法を 50 年ぶりに全部改正したもので、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体等の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策に関する基本を定めたものであります。この中で地方スポーツの計画や推進に関する重要事項を調査・審議させるため、条例の定めるところにより、審議会その他合議制の機関を置くことができるとされています。

本市においてはスポーツに係る計画として、平成 16 年 3 月に策定した磐田市スポーツのまちづくり基本計画がございますが、策定から 10 年を経てスポーツを取り巻く環境の変化に対応した実効性の高い計画を策定する必要がありますことから、今回、磐田市スポーツ推進審議会を設置し、新たな推進計画を策定していきたいと考えています。今後、10 年間にわたる磐田市のスポーツ振興に係る事項をソフト、ハード両面から計画的に整備できるようなものとしていきたいと考えております。これまで、磐田市体育施設等利用者協議会として設置してありました協議会の役割については、今後、審議会が担うこととなっています。この審議会の主な業務としては、スポーツ基本法第 35 条は審議会に係る諮問に関する条項なのですが、スポーツ団体に

関わる補助金の条項でございまして、地方公共団体にあつては、補助金の交付について、推進審議会に意見を聴くものと規定されております。また、これに加えて、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ推進計画やその他スポーツ推進に関する重要事項を調査・審議し、また、継続して進捗状況の検証と計画の見直しを考えていきたいと思っております。

< 質疑・意見 >

Q 国のスポーツ基本法の制定を受けて、市でも審議会を設置するということでしょうか。

A 磐田市スポーツのまちづくり基本計画については、10年間を経過しました。時代に即した計画が求められてきたことから、国の基本計画が策定されたことを受けています。また、県でも新たな計画を進めておりまして、今年度末には公布される方向で進んでおります。国や県の計画を加味した上で、市としての計画策定を進めていきたいと思っております。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

3 磐田市幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

幼稚園保育園課長

今回の規則改正については、平成26年4月1日付けで、幼稚園就園奨励費補助金に係る国庫補助限度額が一部改正されたことに基づきまして、市の規則を一部改正するものでございます。国の改正内容につきましては、幼稚園と保育所の負担の平準化を図ることを目的としておりまして、低所得世帯、生活保護世帯、多子世帯（子供2人以上の世帯）における保護者負担の軽減を図る内容となっております。市においては、低所得者世帯は既に無償化とされておりますので、今回の改正につきましては、多子世帯に係る保育料の改正となっております。

幼稚園と保育所の保護者負担の仕組みの比較についてです。全世帯所得制限はございませんで、所得に応じた応分負担となっております。子供の第1子からのカウントについてでございますけれども、カウントの対象となりますのは、5歳以下の乳幼児で第1子は全額、第2子は半額、第3子は無償となっております。そして、幼稚園では、所得制限が年収によって設けられています。多子の方については、小学校3年生までの兄弟がいる場合も第1子としてカウントされておりますが、今回の改正で保護者の年収及び小学校3年生までの兄弟の有無に関わらず、保育所と同様すべての第2子が半額、そしてすべての第3子が無償とされることとなりました。

それでは、本市に係る具体的な改正内容を説明させていただきます。今申し上げた保護者負担の軽減内容に基づきますと、今回の市における改正ポイントは、2つとなります。1つ目は、小学校1年生から3年生までの兄弟がいる世帯において、第2子の保護者負担を軽減するというもの、2つ目は、第2子及び第3子について所得制限を撤廃するものとなります。別表第1の兄弟有というのは小学校1年生から3年生までの兄弟がいる場合です。階層区分の該当する部分に応じ、それぞれ減免額を40,000円、36,700円、32,500円とし、それぞれ保護者負担が軽減されます。続いて2つ目の第2子、第3子の所得制限撤廃については、別表第1では、第2基準額を超える世帯の区分を追加しまして、第2子は30,000円を減免、第3子は全額の40,000円を減免することといたします。また、別表第2でございまして、こちらは小学校1年生から3年生までの兄弟がいない場合の減免額となっておりますが、第2子についての減免

額 30,000 円を追加いたしましたして、それぞれ保護者負担の軽減を図ることといたしました。

こちらの規則改正については、国からの正式通知が今年度 4 月 25 日付けで出されたことに伴いまして、現在、市における規則改正手続きを行っておりますが、適用については、年度当初の平成 26 年 4 月 1 日からとさせていただきます。また、今回の改正に伴いまして、私立幼稚園に通園する多子世帯の保護者負担も同様に軽減の拡充をします。

補足説明として、総園児数に占める減免の対象の率についてです。平成 25 年度と平成 26 年度の比較をしますと、平成 25 年度では 5.4%が減免されていたのですが、今回拡充することによりまして 45%になります。

< 質疑・意見 >

Q 今回の規則改正に伴い減免率について 5.4%が 45%になるとのことですが、詳細な数字について教えてください。

A 予算ベースでの数字という前提ですが、平成 25 年度は総園児数 2,594 人に対しまして減免の対象人数が 141 人で 5.4%でした。26 年度につきましては、総園児数が 2,503 人に対しまして、減免の対象人数が 1,142 人で約 45%になるということでございます。総園児数が 91 人減ったのですが、減免の対象人数としては 1,001 人増ということになります。

また、子ども・子育て支援制度が来年度から施行されます。その関係で幼稚園や保育園のあり方も現在とは仕組みそのものが変わってまいります。来年度につきましては、私立の幼稚園につきましても、市が基準を設けていくこととなっていきます。公立の幼稚園は、今までと同じように市が設定していくわけですが、それぞれ別々に設定をしていくこととなります。その中で、保護者負担について均一に設定をしていくことが必要になってくると思います。その中で就園奨励費等も来年から私立も出てきますので、そういったものを加味した中で、国の流れからしますと、保育園の考え方と少しでも今のうちから近づけておこうというのが本年度の改正ではないかと思っております。その前段階が本年度の改正であると思っております。

Q 国の子ども・子育て支援制度改革の動きは少子化対策という意味合いがあるのでしょうか。

A ご指摘のとおりです。やはり負担感が少ないか多いかということで、保護者の方も負担が多いと子供を産めないという方もおります。ただし、これがすべてではないと思っております。子育て支援についてはトータルで進めていくべきことですので、少子化対策も 1 つにはあると思っております。また、すべての子供に質の高い教育を受けさせたいともあると思っております。

Q 幼稚園と保育園の官民格差について、傾向として、イーブンになりつつあるということでしょうか。

A 今回の制度の中で、例えば、私立幼稚園では制度に入らず独自にブランドのようになっているところもあります。特に、いままで以上に国からの補助を受ける必要もなく、現行制度の就園奨励費で運営できていくという幼稚園もあります。そのような幼稚園は、高い保育料を徴収してもそういうところに入園したいという保護者のニーズもありますので、そのような場合は単独で運営していけるので、制度からは外れていくとは思いますが、それ以外のところについては、自治体で考えていかななくてはならないと思っております。そのような状況下で、保護者がどういった選択をしていくかということであると思っております。

Q 私立幼稚園・保育園の少子化に伴う経営困難を救済するような制度的な意図はありますか。

A 経営困難な施設を救済するという視点は、本制度上ではありません。保護者負担の軽減という視点での制度改革です。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

4 平成 26 年度中学校スポーツ部活動外部指導者の委嘱について

学校教育課課長補佐

磐田市中学校スポーツ部活動外部指導者派遣事業実施要綱に基づきまして、委嘱をお願いするものです。現在、地域とともにある学校づくりということで、それぞれ様々な部活動があるわけですが、顧問が専門性に優れて取り組んでいるところばかりではありません。そこで専門性に優れた外部指導者をお願いするものです。昨年度に引続きまして 15 名の皆さんには継続でお願いをしています。一方で、いままで保護者として外部指導者として登録していた方で子供が卒業したことにより登録から外れる方、また、顧問が他校へ異動することによって、地域にあるクラブ活動で指導している方が参加するということがありましたので、新規に 5 名の方が入ることとなりました。

< 質疑・意見 >

Q 外部指導者を対象とした研修会などは開催していますか。

A 第 1 回目を 5 月 23 日夜に市役所で開催しました。指導の仕方、子供の実態を十分に把握できるよう健康面、安全面での管理その他含めて研修を行いました。

スポーツのあり方がはっきりしていない部分があるように思います。本来、様々な団体の規約等を拝見すると、健全な精神と肉体と書いてありますが、ときには勝負に捉われ過ぎてしまったり、そこが原因で指導の行き過ぎがあったりということがあると思います。とはいえ指導を甘やかすということでもないのですが、そのあたりを外部指導者の方にも理解、再確認して指導して頂く必要があると思います。特に団体競技で選手を選ぶ、選ばないというところで、どうしても保護者の考えもあります。本来スポーツというのは、健全な肉体を作るためのものであるということのを是非伝えていただきたいと思います。また、先程、スポーツ振興室から報告のありました審議会についても決して形だけにならず、本来のスポーツのあり方などを検討していただきたいと思います。本来のスポーツのあり方を検討しないで、イベントなどを開催しても形だけのものとなってしまおうと思います。部活動でも是非子供たちを肉体的にも精神的にも鍛えてほしいと思います。健全な肉体に健全な精神が宿るという言葉もありますので、そのような目的は外さないようお願いしたいと思います。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

5 磐田市立図書館協議会委員の委嘱について

中央図書館長

磐田市立図書館協議会委員は、図書館条例第 8 条に基づき委嘱するもので、委員の定数は 10 名以内とし、その任期は 2 年となっております。今回、学校教育関係者のうち、磐田市教育研究会学校図書館部代表、大学関係者の委員の交代によりまして、2 名を新たに委嘱する必要が生じたため、審議をお願いするものです。任期は前任者の残任期間となります。なお、会議は

6月と2月の計2回となります。

< 質疑・意見 >

Q 公募2名で選出しておりますが、公募の方はどのくらいの人数の方から選ばれていますでしょうか。

A 5名の応募者の中から選出されております。選考は作文と面接を行い、その結果により代表ということで2名選出しております。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

6 磐田市立学校給食運営委員会の委嘱又は任命について

学校給食管理室長

学校給食運営委員につきましては、学校給食条例第8条の規定に基づいて、学校給食の適正かつ円滑な運営を図るために設置をしているもので、委員につきましては、定数15名以内とされております。学識経験者、学校医及び学校薬剤師の代表者、PTAの代表者、保健所の職員、学校長及び園長の代表者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命するものとされています。委員の任期は2年で、現在の委員は平成25年度に12名の方に委嘱又は任命をいたしました。今年度におきまして、新任として、PTAの代表者4名、保健所の職員1名、学校長及び園長の代表者3名、市議会議員1名、合わせて9名の方が異動等により変更となりましたので、この方々を新たに委員として委嘱又は任命するものです。任期につきましては、前任者の残任期間である平成27年5月31日まででございます。なお、本年度第1回目の委員会につきましては、7月9日(水)に開催することとなっております。第2回を11月、第3回を来年2月の年3回開催する予定でございます。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

各課から報告したもの(報告事項)

1 子育て支援課(子育て支援課課長補佐)

・磐田市こども憲章の制定について

本日は本年度制定を予定しておりますこども憲章についてご説明いたします。磐田市の将来を担う子供たちが夢や希望を持って健やかに育つようにこども憲章と行動指針を制定することによって、その一助となればと考え、合併10周年を機に制定するものでございます。

はじめに「こども憲章」のイメージについてですが、他にも全国的に自治体で作っているところがございますが、磐田市といたしましては、「市民が創るこども憲章(理念)」とありますように、一つ大きなスローガンのような理念といえますが、例えば、たくましく自立した「いわたっこ」というようなものをこども憲章として制定しまして、その下に理念を実現するための具体的な行動指針をいくつか制定する、理念的なものとは具体的な行動指針と両方を制定すること

を考えております。行動指針につきましては、かなり具体的なものを考えておりました、例えば、ご飯のときにはテレビを消そうであるとか、言い回しはともかくといたしまして、子供たちにとってわかりやすいもの、取り組みやすいものを定めることとしております。

次に、具体的な策定の方法についてですが、会議体といたしまして、庁内検討会、制定委員会、こども会議の3つを設置いたします。こども憲章は市全体、市民みんなで子供たちを支えていくという意味合いから、市民の皆さんや子供たちの意見を広く聴くことを基本としています。

市民の皆さんの意見を聴く場として、教育関係の方に加え、公募の委員を募り、広報やホームページを通じて、意見集約をしまして、のちほどご説明しますこども会議での意見を検討し、こども憲章及び行動指針の案を作っていただきたいと考えております。この委員につきましては、お忙しい中とは存じますが、教育委員の皆様方からもなたか御出席いただきたくお願い申し上げます。今後、各団体への委員の選出をお願いし、7月を第1回として、年間3回の会議を予定しております。こども会議については、市内各小中学校からあわせて150名程度の参加を予定しております。市内3会場で開催をいたしまして、ファシリテーターの方をお願いして、ワークショップ方式により、日頃子供自身が感じていることから目指す姿を考える中で、具体的な行動指針に対する意見をもらえたらと考えております。せっかくの機会ですので、現場の先生方にはご負担をおかけしますが、多くの子供たちに制定に参画したという実感を持ってもらえたらと考えております。

次に、制定に関するスケジュールについてです。合併10周年の記念事業として位置づけておりますので、今年度中には内定の予定です。来年にお披露目となりますが、公表のタイミングですとか、方法、また、啓発の仕方、活用の仕方については、制定委員会の中でご意見を頂戴していきたいと考えております。市民からの意見の集約の方法といたしましては、夏場に広報いわたでありますとか、ホームページを利用して市民の方から理念に対するあるいは行動指針に対する意見を頂きまして、また、概ね形が決まりつつある2月には、具体的な行動指針について候補に挙げまして、その中から投票という形でいくつか挙げていくということで考えています。

< 質疑・意見 >

Q こども会議のグループの構成についてですが、1グループ5、6名というのは、小学生、中学生、高校生を混合で含むものでしょうか。それとも、小学生だけ、中学生だけ、高校生だけのグループになりますか。

A 高校生の参加については、検討段階でして、実際に高校生に参加していただけるかどうかについては、現時点でははっきり申し上げられない状況なのですが、仮に、高校生に参加してもらえたとすると、グループの中に色々な年齢、学年の方が一緒にいるということを想定しております。

高校生の参加はまだ検討中ということでしたが、是非入れて欲しいと思います。やはり大人ではわからない感覚を高校生は持っていますので、参加して欲しいなと思います。

Q こども会議の傍聴はできますか。

A そういうご意見を頂いておりますが、大人の方が大勢見えますと、あるいは保護者の方が見えますと、子供たちの本音の部分が引き出しにくくなるのではないかとこのことを心配しておりますので、なるべく大人の目がないところで、子供たちの本音の意見をなるべく引き出し

ていきたいと思ひます。おそらく、そのあたりはファシリテーターの方もそのようにお考えだと思ひます。現段階では、確定しておりません。

2 市民活動推進課（市民活動推進課長）

・磐田市少年指導員の委嘱について

磐田市少年補導員は街頭補導を通しまして不良行為や保護を必要とする少年を発見し適切な注意、助言を与えることによりまして、少年をよい方向に導くことを目的に活動を行っているものです。昨年度に学校関係者、関係行政機関職員、民間有志から磐田市少年補導センター要綱第4条の規定によりまして、教育委員会から2年間の任期で委嘱又は任命をしております。年度替わりがありまして、人事異動や自治会の役員改選がありました。58名の方を新任として5月19日少年補導員委嘱式により委嘱しましたことをご報告いたします。新任の方の任期につきましては、要綱の規定によりまして、前任者の残任期間平成27年3月31日までとなります。なお、少年補導員の総数は141名となります。

< 質疑・意見 >

なし

3 スポーツ振興室（スポーツ振興室長）

スポーツ振興室から小学校、中学校に関連する事業についてご説明いたします。ジュピロの選手による学校訪問、あさってには中学生によるホームゲーム中学生応援事業、来週の6月7日には小学生一斉観戦事業に向けて調整を進めているところでございます。子供達が安全に楽しく観戦ができるように学校教育課、学校の先生方のご協力を得ながら進めていきたいと思ひます。また、年間6試合分を観戦できるチケット引換券を市内の小・中学生に配布します。

< 質疑・意見 >

Q 中学生の観戦事業は何名くらい参加する予定ですか。

A 4校80名です。

4 教育総務課（教育総務課長）

・学校開放施設管理者の委嘱について

磐田市立小・中学校施設開放実施要綱第4条の規定に基づき、学校開放施設の管理者を委嘱しましたので報告いたします。学校施設の開放は、小中学校施設のうち、各校長が指定した音楽室・理科室・家庭科室等の施設を、学校教育に支障のない範囲内で開放しているものですが、開放施設は学校により違い、26年度は、最大で11室（南部中）、最少で4室（向笠小・富士見小・豊浜小・竜洋北小・豊田北部小・豊岡南小）となっています。

この開放施設の管理や利用に伴う危険防止等のため、学校ごとに学校開放施設管理者を置くもので、開放施設の利用申請受付や管理、利用後の点検等を行います。平成26年度の開放施設管理者は、小学校では23校で49名、中学校では10校で31名です。なお、開放施設の利用対象者は、市内に居住、又は市内の学校に通学している児童・生徒を中心に、原則3人以上で構成された団体です。

・平成26年度 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

就学援助は、学校教育法第19条の規定の趣旨に沿った制度で、経済的な理由で就学困難と

認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を市が行うことになっています。平成26年5月1日現在の認定人数を報告します。小学校・中学校の合計で、生活保護世帯である要保護が35人、生活保護世帯ではありませんが、それに準ずるものとして認めた準要保護が622人、合わせて657人となっています。25年度末の認定人数との比較では、要保護が7人減、準要保護が6人の減となっています。援助の内容は、学用品、通学、学校給食費等の費用を支援するものです。就学援助者の割合ですが、5月1日現在の人数で、小学校では4.3%、中学校では5.6%、全体では4.7%となっています。なお、このうち東日本大震災被災児童生徒についてですが、小学校1人、中学校2人の計3人です。

・磐田市教育委員会と中日新聞東海本社の新聞活用協定について

本年3月定例会にて静岡新聞社との新聞活用協定をご報告させていただきましたが、今回、中日新聞東海本社と5月19日に、「磐田市立学校の幼児・児童・生徒の教育活動と新聞利用に関する協定」を締結しましたので報告いたします。内容については、概要の目的にありますように、学校教育及びその関連活動において新聞記事を活用することで、子供たちの教育活動に役立てることを目的として、中日新聞東海本社から提案されたもので、今回本協定を締結いたしました。

この協定の意義としては、著作権法第35条、36条の例外規定以外の記事利用が可能となることです。活用については、協定書第2条により許諾を要しないものを明記しております。これはあくまでも中日新聞社が著作権を持っているものであり、そうでないものについては、第3条により著作権者の許諾が必要となります。協定書第7条の各学校への記者派遣や第8条の就業体験、職場体験の要望についても対応していただけます。以上です。

・月例報告

4月30日に豊岡東公民館にて豊岡東小学校・豊岡北小学校第1回統合準備委員会を開催いたしました。全体会の後に部会ごとに御協議いただきましたので、その主な内容を報告いたします。教育部会では主な話題としては、学校行事（宿泊訓練や修学旅行等）、学校のランドデザイン、学校の教育目標、交流、地域とのかかわり、交流、芝生を活かした活動という話題が出ました。PTA部会については、会則、役員選出、組織、行事ということについて話合いました。特に豊岡北小学校のPTAの方からは、この統合を機に会則を見直そうという話ができて、新たな豊岡北小学校のPTAの会則が平成27年4月から出来上がると思っております。通学部会ではスクールバスの乗降場所やルート等、現在、行っている通学についてお話をさせて頂いたことと、第2回目以降については、豊岡東小学校の児童の分布、こういったところに何人いるかという分布図とそれに伴う乗降場所が現在の場所でのよいかどうか、また、乗降時間を今後検討していくこととなります。式典部会では、閉校式と記念誌の検討をしております。既に2回行っておりますので、現在、詰めて協議を行っているところです。特に、記念誌の関係がありますので、写真など提供できる方には提出依頼をしており、豊岡東小学校の歴史・思い出を収集しているところです。閉校式についても色々なご意見を頂いております。また、事務部会は、学校の事務職員と教職員にて組織していることもあり、学校の備品や図書の整理、文書保存などの検討を進めていく予定です。

また、実施済事業のうち、宇治黄檗（おうばく）学園小中一体校視察について報告いたします。5月15日に宇治市の宇治黄檗（おうばく）学園の視察に行きました。ここは、小学校の児童が中学校に上がる際、2つの中学校に分かれるということから、中学校を小学校

施設と一体化して新たに建設したところです。施設面においては、全教室冷暖房完備などとても素晴らしい施設でした。小学校用地のため敷地面積が狭いことから、地下を利用することや、校舎をブーメラン型にして、廊下の両側に教室を配置するなど様々な工夫がされていました。組織体制も、小学校籍の校長、中学校籍の副校長、小中の2人の教頭と4人体制でした。校長先生からは、一体校のメリットについてお話いただき、小学校の先生の緻密さは中学校の先生にとって大変勉強になることや、中学校の先生の専門性が小学校に活かせるということでした。6・3制と4・3・2制については、その教育活動の主旨や環境によって使い分けているそうです。双方の良いところを活かしているとのことです。今後、本市でも検討が始まった小中一体校について、大変参考になった視察研修でした。

5月19日(月)に市長に同行して、刈谷市へ行って参りました。刈谷市は、本年4月からスマートフォン等の夜9時以降使用しないという取り組みを行っているところです。市長と生涯学習部長、生涯学習課長、学校教育課長にこの件についてお話を伺ってまいりました。

この背景として、児童生徒のスマホ等の所持率が増加し、中学校では58.2%が所持していること。メールや無料通話アプリソフトなどを使ってのトラブルや犯罪が増加していること。子供たちが返信等に気を取られ夜中まで通信するなど生活に乱れが生じていること。保護者がスマホ等の機能、子供たちの使用状況を十分に把握していないこと。このようなスマホ等の問題の実情を踏まえ、市内全小中学校で、携帯電話を契約する際に、保護者の責任の下、親子で使い方についてよく話し合い、各家庭が協力して子供たちを事件・事故等から守る組織的な運動として取り組む必要があるとの共通認識が生じてきたそうです。刈谷市には児童生徒愛護会という学校関係者、幼保の代表を正会員として、市教委、警察署、民生児童委員などが児童生徒の校外生活指導や学校内の生活指導を愛護し、善導し、健全育成を図ることを目的とした会があり、その中で問題提起され、検討されたそうです。

取り組み内容としては、必要のない携帯電話やスマートフォン等を持たせない。携帯電話やスマートフォン等を契約する際には、親子で約束をしっかりと結び、必ずフィルタリングサービスを受ける。夜9時以降、お子さんから携帯電話やスマートフォン等を預かる。というものです。反応としては、全体的に好意的に受け止められている、親子で話し合う機会を持つことができた、児童の就寝時間が早くなったように思うなどがあげられました。また、メールを返信しなければいけないことに困っていた生徒が今回の件で助かったという事例もあるとのことでした。磐田市においても、市P連、市子連、健全育成会から刈谷市のような取り組みについて本年度検討していきたいというお話を伺っており、5月27日に1回目の情報交換会が行われました。各団体において、このスマホ等の問題意識を高め、話題にして今後取り組んでいくこととなりました。市教育委員会としてもこの取り組みをサポートしていきたいと考えています。

< 質疑・意見 >

スマートフォンについては、早急に取り組むをしてもらいたいと思います。親がスマートフォンを夜まで使用している現状もあります。子供たちは親の様子を横で見ている自分だけ止められるのかという問題もあります。親の方も自分が深夜までスマートフォンを使用していて、子供に止めなさいとはいえないと思います。

携帯電話は、親が安全な目的で持たせていたものが実は危険な面もあり、子供たちが犯罪に巻き込まれてしまうことや、3秒ルールでメールを返さなければならないなど精神的に追い

詰められるような子供もいます。ただ、持たせる親はそういうことがあまりわかっていなくて、以前に携帯電話販売店を巡回しましたが、誰もフィルタリングが判らない、さらにはフィルタリングという言葉すら判らない状況でした。契約する際、フィルタリングの説明を積極的にしない、フィルタリングについての啓発が店の中であまりされていないという立ち遅れた状況にありました。茨城県では、県P連の役員が勉強してコーディネーターになり、携帯ショップに対しても携帯電話の危険性に関する小冊子を作成しているという事例もあります。具体的な対策をお願いしたいです。

私は教育委員の立場で青少年問題協議会に出席しております。会長が市長です。前回スマートフォンに関するテーマが大きくなって教育委員を代表して発表いたしました。そこでは具体的な対策を何点が提案させていただいております。商工会や商工会議所を通して青少年健全育成「安心・安全な店」推奨会で買いましょうという運動や、スマートフォンについて親が知らなくても販売店の方から自発的にフィルタリングをどうしますかという情報提供をしていくなど問題提起をしたところです。

5 学校給食管理室（学校給食管理室長）

それでは、学校給食管理室の実施済主要事業として、5月9日に実施をいたしました「大原学校給食センター給食業務等委託業者募集説明会」について報告をさせていただきます。現在稼働している大原学校給食センターの給食調理・洗浄等につきましては、本年7月31日をもって委託期間が終了となるため、新たに、26年9月から31年7月までの間における業者を選考するため、募集に関する業者説明会を、5月9日に大原学校給食センターで行いました。説明会には7社が参加をし、募集要領や施設の概要説明、施設見学等を行いました

続きまして、実施済事業で説明いたしました大原学校給食センターの委託業者の選考に係る第一次審査を6月9日に実施をするものです。説明会に参加された業者の中から、5月末を締め切りとして企画提案書等が提出されるため、「磐田市立学校給食センター給食業務委託業者選考審査会設置要領」に基づき、学校給食センター長をはじめ、県の栄養教諭や学校栄養職員など記載の9名の委員により、衛生管理や安全衛生等の能力、人員配置体制等について書類審査を行い、上位数社を選考いたします。また、この上位数社により、7月2日には第二次審査としてプレゼンテーションを行い、この中で最も高い得点を得た業者に委託することといたします。なお、第二次審査につきましては、教育部長のほか、教育委員会の関係課長及び幼稚園保育園課長、小中学校長及び幼稚園長の代表、また、学識経験者として、県西部健康福祉センターの健康増進課長や管理栄養士の合わせて10名の委員により行うこととしています。

< 質疑・意見 >

なし

6 学校教育課（学校教育課長）

5月8日に本年度の第1回学力向上委員会が開催いたしました。前回の定例教育委員会において、今回の全国学力・学習状況調査については無答数がかなり減ったということをご報告いたしました。小学生・中学生ともに一生懸命テストに取り組んだ結果であると思っております。自校採点を行い各校で結果を分析し、来年度に向けて取り組みを進めていくところです。8月の文部科学省の発表を待たずして授業改善をスタートさせています。

次に、5月22日に第2回初任者研修会、第1回ふるさと礎プラン研修会を実施いたしました。新規採用教職員29名、礎プラン対象者50名の計79名の出席でした。若手の教員の育成が教育の礎になるという考えで、嘱託指導主事4名の講話が行われました。出席者からは、教壇に立つ者として大変参考になった研修であったとの感想が寄せられました。嘱託指導主事については、各担当の若手教員の学校に出向いて現在指導を行っております。

続いて、予定事業では、第1回小中一貫教育コーディネーター研修会を6月3日に開催予定です。各教育委員会訪問、管理主事訪問の折にも、校長や教頭から一貫教育について積極的に進めていきたいという話をしているところです。南部中学校では、中学校3年生が英語スピーチコンテストを実施して、そのスピーチコンテストの優秀者が小学校に行き、英語のスピーチを行うなどの取り組みを進めております。これは中学校3年生になればこのレベルで英語スピーチができるというモデルを示すという意味があります。このような各学府独自の取り組みが進められておりますので、相互に情報交換をしながら、互いに刺激を合せて、一貫教育の推進をしていきたいと思っております。

それから、劇団四季「こころの劇場」についてですが、希望している小学校高学年児童を無料で招待する事業です。本年度については18校1,355人の児童が観劇するということになっております。

前回の定例会において学校運営協議会の様子を参観したいという希望がありました。6月13日8時35分から豊岡南小学校で授業参観と学校運営協議会が開かれます。6月19日9時30分から、豊岡北小学校で授業公開、豊岡東小学校との交流、学校運営協議会が行われます。

<質疑・意見>

Q 授業参観と学校運営協議会の両方とも参観できるということでしょうか。

A 学校運営協議会委員の方に子供たちの授業の様子を見ていただき、その後に学校運営協議会を開催することとしております。

7 中央図書館（中央図書館長）

磐田市立図書館事業報告についてです。まず、開館日数についてです。中央図書館の5日減については平成24年度は耐震工事期間中に部分開館の中、資料点検を実施したため、休館日とその分少なく開館日数が多くなっておりましたが、平成25年度は通常どおり資料点検期間中は休館したことによるものです。また、竜洋図書館の開館日数について8日増となっておりますのは、平成24年度までは月曜日が祝日の場合は火曜日もなぎの木開館にあわせて閉館としていたところを平成25年度からは図書館は火曜日を開館としたこと、また、祝日が日曜日と重なった場合にも開館をすることとしたため、増となっております。

入館者数、貸出状況については、平成24年度に中央図書館と福田図書館が耐震補強工事中で部分開館であったため、平成25年度は平成24年度に比べると増加しております。特に中央図書館の入館者は昨年度に比べて23,551人増、10.1%増、利用者数は5.2%増、貸出点数は41,546点、7.3%増と増加率が大きくなっております。竜洋図書館は平成25年度に耐震補強工事によりまして、約2ヶ月間移転事務所での部分開館になりましたので、入館者が21,421人減、利用者が13,570人減、貸出点数が76,136点減と前年度と比べて大幅に減少しております。また、豊田図書館は平成24年度実績が平成24年度に実施された中央図書館の耐震補強工事の影響により増加していたため、平成25年度実績は平成24年度に比べると減少しております。

す。豊岡図書館については、特に外的要因はありませんが、減少となりました。入館者数は5館合計で633,618人、貸出利用者数は338,896人、貸出点数は1,340,431点で、資料別貸出としては、一般書が49.6%、児童書が38.9%、視聴覚資料が5.7%、雑誌が5.5%の順になっております。新たな利用者としては、3,098人が図書館カードを作成しております。全体の利用登録者は75,603人となっております。サービスの状況でございますが、予約・リクエスト件数については、内部システムの更新によりまして、インターネット予約ができない期間が約1ヶ月半ありましたので、平成24年度に比較して減少しております。また、レファレンス件数については、中央図書館では、郷土資料に関する12種類の解説シートを作成し、設置したことによりまして、利用者がこれらを活用して、自分自身で調べるようになったことが多くなったことにより、よい影響としてのカウント件数の減になったと考えております。また、ホームページのアクセス件数についても、図書館システムの内部サーバーの更新などの理由によりまして、平成24年度に比較して減少となっております。

その他事業として、おはなし会や講演会等の参加人数は平成24年度に比べまして、それぞれ周知に努めたこともありまして、増加しております。平成25年度については、施設・設備の維持管理を最優先し、必要な工事を実施するとともに、限られた予算の中で厳選した資料を購入し、お勧め本や特設コーナーの工夫など図書館サービスの充実に努めました。また、平成26年度からの実施に向けて図書館評価や電子書籍化の方向性を確立した準備年度であったと思っております。

続いて、月例報告では、本のリサイクル市、読み聞かせボランティア養成講座は、市民からの要望の多い恒例事業となっております。今回予定事業として載せてあります教科書センター教科書展示につきましては、磐田市では中央図書館において法定展示期間に関わらず、常設展示をしております。1セットは貸出し可能としております。期間中は意見箱を設置し、出された意見について、市教育委員会を通しまして、県教育委員会に届ける予定でおります。

< 質疑・意見 >

Q 16ミリ技術映写機技術講習会に関連して、子ども会など行事で使用したい場合などは図書館で16ミリ映写機は貸出しをしていますか。

A 講習会を受けていただければ認定証を発行します。受講済の団体などに貸出ししています。

8 文化財課（文化財課長）

磐田市文化財保護基本構想についてですが、策定の経緯から説明します。平成13年、旧磐田市において、「文化財の整備活用に関する基本構想」が策定されておりました。その後平成17年に市町村合併が行われ、新市における構想策定の必要性が叫ばれ、平成21年度から本市の文化財保護審議会に諮問し、今日まで度重なる議論(8回)がなされ、本年3月7日の審議会において最終答申が出るに至ったもので、この答申を受け、教育委員会に報告するものです。次に目的ですが、本構想の策定目的は、市域全体の文化財保護体制を総合的に体系づけ、文化財保護行政を推進するために策定したものです。なお、本基本構想は法的な縛りあるいは、規制等に抵触するものではありません。

主要な部分を簡単に説明させていただきます。(1)策定の背景は、合併によって本市の文化財は大変充実したものになりました。これらを地域の特性を活かしながら市全体としての保護体制

を系統づける指針とすることを提唱しています。(2)目標と未来では、「過去・現在・未来の意志が融合した文化財が活用されるまちづくり」として、文化財を活かしたまちづくりに寄与すること、後世に受け継いでいくことなどを挙げています。(3)策定のためのフローチャートでは、一番下段にあります、「構想の枠組」ということで、1.施設の整備、2.素材の整備、3.重点地域と保護施設など、7項目に分類し、その展開方策等を提言しています。具体的構想では、各地域に存在する主要な文化財や施設などの活用や整備についての方針を示しています。現在、文化財課で取り組んでいる企画展や文化財めぐりウォークなど、普及、啓発に関するいろいろな事業を紹介しております。最後は、本年3月7日付け文化財保護審議会から教育委員会あてに出されました答申書の写しですが、審議会からは、本文中、制定することがふさわしい旨決議したとの記述があることを申し添え、本日報告するものです。

次に月例報告ですが、実施済み事業は、企画展についてですが、この5月10日から18日まで、中央図書館において、歴史文書館の春の企画展を実施しました。近世からの和書「磐田の人たちはどんな本で学んだか」をテーマに江戸時代から明治時代までの漢籍、技術書、和書などを紹介しました。来場者からは、「わかりやすい説明がよかった」「磐田にも古くから知識人がいたことが良く分かった」「郷土文化の深さを知った」など、多くのうれしい感想を得ました。この8日間で191人の来場者があり、市の中央で開催することの意義、必要性を改めて感じました。

次の予定事業ですが、1点目は、恒例となりました国分寺まつりは、6月14日(土)に遠江国分寺史跡公園で行われます。今年で9回目となり、いろいろなイベントが計画されています。文化財課では、国分寺から出土した遺物を展示するほか、本庁6階(議場)からの展望ツアーや塔本塑像(仏像)の制作などを行う予定です。是非お誘い合わせの上ご来場下さい。2点目は、見付天神裸祭映像記録発表会ですが、6月22日午後からワークピア磐田で行われます。本事業は、平成24年度から100%の国庫補助制度(約440万円)を活用して、本年度まで3か年をかけて取り組んで来たものです。この程記録映像が完成しましたので発表を兼ね、記念式典を行うものです。国指定の重要無形民俗文化財である見付裸祭りを映像で記録し、後世に残していくとともに、広くPRをしていくものです。これも、ご都合がございましたら是非お出かけ頂きたいと思います。以上、月例報告とします。よろしくお願ひします。

< 質疑・意見 >

なし